

2021年3月1日  
資源エネルギー庁  
新エネルギー課

## 太陽光発電・風力発電の2020年度新規・変更認定に関する経過措置について（お知らせ）

現在、2020年度中のFIT認定に向けた審査を進めているところですが、審査の過程で補正が必要な案件が数多く生じています。例年、大部分の申請は期限内に必要な補正を完了し、申請年度内での認定を取得していますが、今年度は2021年1月7日に発出された新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）に伴い、補正に時間を要する案件が増えています。その結果、例年通りであれば年度内に認定取得が見込まれる案件が認定まで至らない事態が想定され、「2020年度中のFIT認定の申請にかかる期限日について（お知らせ）」における申請期限までに申請を行ったにも関わらず、2020年度の調達価格が適用されず、事業採算性が大きく変わる可能性があります。

そのため、総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（第25回）において、これらの案件に関する経過措置について報告を行い、以下の要件のいずれも満たす申請については、認定が2021年4月以降になった場合でも、2020年度の調達価格の適用を認める経過措置を設けることといたします。

### 【要件】

- 2021年度の認定となった場合に適用される調達価格に変更が生じる太陽光・風力の新規認定・変更認定申請であること、
- 2020年12月18日（10kW未満の太陽光については、2021年1月8日）までに申請し、法または条例に基づく環境アセスメントの対象の場合、2021年2月5日までに方法書に関する手続を開始したことを証する書類を提出していること

### 【留意点】

なお、緊急事態宣言による影響と関係なく、単に申請時の熟度が低い案件について、いたずらに認定期限を延ばすことは適当でないため、2021年1月7日に発出された緊急事態宣言の期間分だけ認定期限を延長し、延長後の期限までに認定基準を満たした案件に限り、2020年度の調達価格を適用することといたします。そのため、補正依頼に対しては、早期に対応いただくようお願いいたします。

### ◆本件に関するお問合せ窓口

0570-057-333（受付時間：平日9:00から18:00）[PHS/IP電話からは、042-524-4261]  
なお、個別の申請に関する事項は、既に申請を行っている各経済産業局又はJPEA代行申請センターにお問い合わせください。

以上